

一般財団法人秋田県建築住宅センター
申請手数料一覧

2025/04/01 ver1.5

(一財)秋田県建築住宅センター 申請手数料

【目次】

1. 建築確認検査業務手数料	4
(1) 確認申請の手数料.....	4
(2) 確認申請の加算料金	5
(3) 中間検査の手数料.....	6
(4) 完了検査の手数料.....	6
(5) 中間検査・完了検査の加算料金	7
(6) 仮使用認定の手数料	8
(7) 再発行等の手数料.....	8
2. フラット35適合証明業務手数料	9
(1) 新築一戸建て住宅等の手数料【一戸建て住宅】	9
(2) 新築共同建て住宅等の手数料【共同建て、長屋】	10
(3) 中古住宅・リノベ・リフォームの手数料	11
(4) 賃貸住宅の手数料.....	12
(5) 再発行等の手数料.....	12
3. 構造計算適合性判定業務手数料	13
(1) 構造計算適合性判定の手数料	13
4. 住宅性能評価業務手数料	14
(1) 設計住宅性能評価の手数料（一戸建て住宅）	14
(2) 設計住宅性能評価の加算・減算料金（一戸建て住宅）	14
(3) 設計住宅性能評価の手数料（共同住宅等）	15
(4) 設計住宅性能評価の加算・減算料金（共同住宅等）	16
(5) 建設住宅性能評価の手数料（一戸建て住宅）	17
(6) 建設住宅性能評価の手数料（共同住宅等）	18
(7) 建設住宅性能評価の加算・減算料金.....	18
(8) 変更等（一戸建て住宅、共同住宅等）	19
(9) 再発行等の手数料.....	19
5. 長期使用構造等確認業務手数料	20
(1) 長期使用構造等確認の手数料	20
(2) 変更の手数料.....	20
(3) 再発行等の手数料.....	20

6. 建築物エネルギー消費性能適合性判定業務手数料	21
(1) 建築物エネルギー消費性能適合性判定の手数料【住宅】	21
(2) 建築物エネルギー消費性能適合性判定の手数料【非住宅】	21
(3) 計画変更の手数料.....	23
(4) 用途分類表	23
7. 建築物エネルギー消費性能向上計画認定に係る技術審査業務手数料	27
(1) 建築物エネルギー消費性能適合性判定の手数料【住宅】	27
(2) 建築物エネルギー消費性能適合性判定の手数料【非住宅】	27
(3) 計画変更の手数料.....	29
8. 建築物省エネルギー性能表示制度（BELS）業務手数料	30
(1) BELS評価書発行の手数料【住宅】	30
(2) BELS評価書発行の手数料【非住宅】	31
(3) 変更、再発行の手数料【住宅、非住宅】	32
9. 低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査業務手数料	33
(1) 低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査の手数料	33
(2) 変更、再発行の手数料	33
10. 贈与税の非課税措置に係る住宅性能証明業務手数料.....	34
(1) 贈与税の非課税措置に係る住宅性能証明の手数料.....	34
(2) 贈与税の非課税措置に係る住宅性能証明の減算料金	34
(3) 変更、再発行の手数料	34

1. 建築確認検査業務手数料

(1) 確認申請の手数料

①建築物

非課税 単位:円

床面積		手数料
特例有り	30 m ² 以内	10,000
	30 m ² を超え 100 m ² 以内	17,000
	100 m ² を超え 200 m ² 以内	26,000
	200 m ² を超え 500 m ² 以内	34,000
	500 m ² を超え 1,000 m ² 以内	60,000
	1,000 m ² を超え 2,000 m ² 以内	82,000
30 m ² 以内		17,000
30 m ² を超え 100 m ² 以内		30,000 25,000
100 m ² を超え 200 m ² 以内		46,000 41,000
200 m ² を超え 500 m ² 以内		60,000 55,000
500 m ² を超え 1,000 m ² 以内		105,000
1,000 m ² を超え 2,000 m ² 以内		144,000

当分の間、減額いたします。

- 建築物の計画変更は、変更に係る部分の床面積の2分の1の面積（床面積が増加する場合は増加した面積）を適用します。
- 同一棟増築又は同一棟用途変更の場合、申請部分の床面積に既設部分の床面積の2分の1を加えた面積で算定します。
- 移転、大規模の修繕、大規模の模様替、用途変更の場合、当該部分の床面積の2分の1の面積で算定します。

②設備及び工作物

種類	建築確認	計画変更
エレベーター及びエスカレーター/基	27,000	14,000
小荷物専用昇降機/基	20,000	10,000
工作物/件	24,000	12,000

- 工作物の構造計算書審査がある場合、30,000 円を加算します。

(2) 確認申請の加算料金

①省エネ仕様基準加算

非課税 単位:円

床面積	加算額
特例有り	—
200 m ² 以内	5,000 0
200 m ² を超え 500 m ² 以内	12,000 0
500 m ² を超え 1,000 m ² 以内	15,000 0
1,000 m ² を超え 2,000 m ² 以内	26,000 0

当分の間、減額いたします。

②構造計算加算 ルート 1

床面積	加算額
300 m ² 以内	—
300 m ² を超え 500 m ² 以内	30,000/棟
500 m ² を超え 1,000 m ² 以内	50,000/棟
1,000 m ² を超え 2,000 m ² 以内	70,000/棟
工作物	30,000/件

③構造計算加算 ルート 2

床面積	加算額
1,000 m ² 以内	85,000/棟
1,000 m ² を超え 2,000 m ² 以内	110,000/棟

④その他の加算

項目	加算額
構造適判との審査整合性確認	10,000/棟
省エネ適判が他機関の場合の審査整合性確認	10,000/棟
天空率の審査	50,000
避難安全検証法の審査	150,000
耐火性能検証法及び防火区画検証法の審査	150,000
特定天井に係る審査(一の特定天井毎)	150,000
限界耐力計算の審査	150,000

(3) 中間検査の手数料

建築物		非課税 単位:円
床面積		手数料
特例有り	30 m ² 以内	18,000
	30 m ² を超え 100 m ² 以内	21,000
	100 m ² を超え 200 m ² 以内	31,000
	200 m ² を超え 500 m ² 以内	42,000
	500 m ² を超え 1,000 m ² 以内	73,000
	1,000 m ² を超え 2,000 m ² 以内	99,000
30 m ² 以内		24,000
30 m ² を超え 100 m ² 以内		28,000
100 m ² を超え 200 m ² 以内		42,000
200 m ² を超え 500 m ² 以内		56,000
500 m ² を超え 1,000 m ² 以内		98,000
1,000 m ² を超え 2,000 m ² 以内		132,000

- 移転、大規模の修繕、大規模の模様替、用途変更の場合、当該部分の床面積の2分の1の面積で算定します。

(4) 完了検査の手数料

①建築物		非課税 単位:円	
床面積		中間検査なし	中間検査あり※
特例有り	30 m ² 以内	21,000	18,000
	30 m ² を超え 100 m ² 以内	25,000	21,000
	100 m ² を超え 200 m ² 以内	34,000	31,000
	200 m ² を超え 500 m ² 以内	46,000	43,000
	500 m ² を超え 1,000 m ² 以内	76,000	75,000
	1,000 m ² を超え 2,000 m ² 以内	109,000	100,000
30 m ² 以内		28,000	24,000
30 m ² を超え 100 m ² 以内		34,000	28,000
100 m ² を超え 200 m ² 以内		46,000	42,000
200 m ² を超え 500 m ² 以内		62,000	56,000
500 m ² を超え 1,000 m ² 以内		102,000	98,000
1,000 m ² を超え 2,000 m ² 以内		146,000	132,000

※中間検査を当センターにて実施した場合

②設備及び工作物

非課税 単位:円

種類	手数料
エレベーター及びエスカレーター/件	26,000
小荷物専用昇降機/件	24,000
工作物/件	27,000

- 移転、大規模の修繕、大規模の模様替、用途変更の場合、当該部分の床面積の2分の1の面積で算定します。

(5) 中間検査・完了検査の加算料金

①省エネ基準検査 加算

非課税 単位:円

床面積	加算額
特例有り	—
200 m ² 以内	8,000 0
200 m ² を超え 500 m ² 以内	15,000 0
500 m ² を超え 1,000 m ² 以内	21,000 0
1,000 m ² を超え 2,000 m ² 以内	38,000 0

当分の間、減額いたします。

②省エネ軽微変更審査 加算

床面積	軽微変更ルート A 加算額	軽微変更ルート B 加算額
特例有り	—	—
200 m ² 以内	—	10,000
200 m ² を超え 2,000 m ² 以内	—	20,000

- 省エネ適合性判定に係る変更が、性能が向上する変更はルート A、一定範囲内で低下する変更はルート B となります。性能が低下する変更であるルート C は、省エネ適合性判定業務の軽微変更該当証明の手数料をご確認ください。

③その他 加算

項目	加算額
建築確認が他機関の場合の中間検査又は完了検査の場合	検査料×10%
中間検査又は完了検査の再検査	検査料×50%

(6) 仮使用認定の手数料

非課税 単位:円

種類	手数料
一戸建ての住宅	完了検査手数料と同額
その他	120,000

- 仮使用認定後の完了検査は、完了検査手数料×1/2 の額とします。

(7) 再発行等の手数料

再発行等

消費税込み 単位:円

項目	手数料
台帳記載事項証明の交付	2,200
確認済証等の再交付	5,500

2. フラット 35 適合証明業務手数料

(1) 新築一戸建て住宅等の手数料【一戸建て住宅】

①基準手数料

消費税込み 単位:円

確認割引	項目	設計	中間	竣工
なし	フラット 35	33,000	22,000	22,000
	フラット 35S（省エネルギー性）	33,000	22,000	22,000
	フラット 35S（耐震性）	55,000	25,300	25,300
	フラット 35S（耐久性・可変性）	36,300	25,300	25,300
	フラット 35S（バリアフリー性）	36,300	25,300	25,300

あり	フラット 35	30,800	22,000	18,700
	フラット 35S（省エネルギー性）	30,800	22,000	18,700
	フラット 35S（耐震性）	52,800	25,300	22,000
	フラット 35S（耐久性・可変性）	34,100	25,300	22,000
	フラット 35S（バリアフリー性）	34,100	25,300	22,000

②まもりすまい保険利用の場合

確認割引	項目	設計	中間	竣工
なし	フラット 35	33,000	—	22,000
	フラット 35S（省エネルギー性）	33,000	—	22,000
	フラット 35S（耐震性）	55,000	—	25,300
	フラット 35S（耐久性・可変性）	36,300	—	25,300
	フラット 35S（バリアフリー性）	36,300	—	25,300

あり	フラット 35	30,800	—	18,700
	フラット 35S（省エネルギー性）	30,800	—	18,700
	フラット 35S（耐震性）	52,800	—	22,000
	フラット 35S（耐久性・可変性）	34,100	—	22,000
	フラット 35S（バリアフリー性）	34,100	—	22,000

③長期使用構造等確認併願の場合

確認割引	項目	設計	中間	竣工
なし	フラット 35	—	22,000	22,000
あり	フラット 35	—	22,000	22,000

④まもりすまい保険利用＋長期使用構造等確認併願の場合

消費税込み 単位:円

確認割引	項目	設計	中間	竣工
なし	フラット 35 維持保全型	—	—	22,000
あり	フラット 35 維持保全型	—	—	22,000

⑤設計・建設住宅性能評価併願の場合

確認割引	項目	設計	中間	竣工
なし	フラット 35 及びフラット 35S	5,500	22,000	18,700
あり	フラット 35 及びフラット 35S	5,500	22,000	15,400

- 住宅保証機構「まもりすまい新築保険」の現場検査を当センターで行った場合、中間検査を省略することができます。
- 長期使用構造等確認申請を当センターに行った場合、設計審査を省略することができます。
- 竣工済特例の手数料は、当該物件を通常に申請した場合の手数料の合計額となります。

(2) 新築共同建て住宅等の手数料【共同建て、長屋】

フラット 35 手数料

消費税込み 単位:円

確認割引	住戸数	設計	中間	竣工
なし	50 戸未満	113,300	—	22,000 + (3,300 × 戸数)
	50 戸以上	140,800	—	22,000 + (3,300 × 戸数)
あり	50 戸未満	111,100	—	18,700 + (3,300 × 戸数)
	50 戸以上	138,600	—	18,700 + (3,300 × 戸数)

- フラット 35S、機構登録マンション、建設住宅性能評価併願については、住情報課までお問い合わせください。

(3) 中古住宅・リノベ・リフォームの手数料

中古住宅

消費税込み 単位:円

項目	手数料
フラット 35	46,200
フラット 35S	49,500

- 省エネルギー計算等の審査が必要な申請の場合、上記金額に税込 33,000 円を加算します。
- 耐震評価が必要な物件の場合、上記金額に税込 33,000 円を加算します。
- 耐震評価が必要な物件とは、建築確認日が昭和 56 年 5 月 31 日以前の物件です。建築確認日が不明の場合、建物の登記事項証明書における新築年月日が昭和 58 年 3 月 31 日以前の物件です。
- 上記手数料は現場検査を含んだ手数料です。

リノベ（通常）

項目	手数料
事前確認	66,000
計画確認・適合証明	66,000

リノベ（一括申請）

計画確認・適合証明	99,000
-----------	--------

- 一括申請は、宅建事業者が住宅を取得し、リフォーム工事後に一括して申請を行う場合に利用できます。
- 耐震評価が必要な物件の場合、上記金額に税込 22,000 円を加算します。
- 耐震評価が必要な物件とは、建築確認日が昭和 56 年 5 月 31 日以前の物件です。建築確認日が不明の場合、建物の登記事項証明書における新築年月日が昭和 58 年 3 月 31 日以前の物件です。
- 上記手数料は現場検査を含んだ手数料です。

リフォーム

項目	手数料
耐震リフォーム、グリーンリフォーム	39,600
バリアフリーリフォーム	36,300

- 上記手数料は現場検査を含んだ手数料です。

(4) 賃貸住宅の手数料

基準手数料

消費税込み 単位:円

確認割引	住戸数	設計検査	竣工検査
なし	1 戸～10 戸	24,200 + (2,200 × 戸数)	24,200 + (2,200 × 戸数)
	11 戸～20 戸	35,200 + (1,100 × 戸数)	35,200 + (1,100 × 戸数)
	21 戸～	46,200 + (550 × 戸数)	46,200 + (550 × 戸数)
あり	1 戸～10 戸	13,200 + (2,200 × 戸数)	13,200 + (2,200 × 戸数)
	11 戸～20 戸	24,200 + (1,100 × 戸数)	24,200 + (1,100 × 戸数)
	21 戸～	35,200 + (550 × 戸数)	35,200 + (550 × 戸数)

- 変更設計検査の手数料は、上表の「設計検査」の 1/2 の額とします。
- 再検査が必要となった場合の手数料は、上表の「竣工検査」の 1/2 の額とします。

(5) 再発行等の手数料

再発行等

消費税込み 単位:円

項目	加算額
適合証明書等の再発行	3,300

3. 構造計算適合性判定業務手数料

(1) 構造計算適合性判定の手数料

①大臣認定プログラムを使用する場合

非課税 単位:円

床面積の合計	手数料
1,000 m ² 以下	184,000
1,000 m ² を超え 2,000 m ² 以下	218,000
2,000 m ² を超え 10,000 m ² 以下	266,000
10,000 m ² を超え 50,000 m ² 以下	372,000
50,000 m ² を超え 100,000 m ² 以下	575,000
100,000 m ² 超	668,000

② ①以外の場合

床面積の合計	手数料
1,000 m ² 以下	216,000
1,000 m ² を超え 2,000 m ² 以下	276,000
2,000 m ² を超え 10,000 m ² 以下	349,000
10,000 m ² を超え 50,000 m ² 以下	514,000
50,000 m ² を超え 100,000 m ² 以下	859,000
100,000 m ² 超	997,000

- 「床面積の合計」は、判定を行う一の建築物について算出します。この場合において、二以上の部分が相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物の部分は、それぞれ別の建築物とみなします。
- 現在、大臣認定プログラムを使用した申請の引き受けを見合わせております。
- 任意の構造計算適合性判定に係る手数料には、上記手数料に消費税が加算されます。

4. 住宅性能評価業務手数料

(1) 設計住宅性能評価の手数料（一戸建て住宅）

一戸建て住宅

消費税込み 単位:円

確認割引	床面積	必須項目のみ	必須項目＋選択項目
なし	200 m ² 以下	46,200	57,200
	200 m ² を超え 500 m ² 以下	55,000	69,300
	500 m ² 超	$P \times 23,100 + 55,000$	$P \times 28,600 + 69,300$

あり	200 m ² 以下	42,900	53,900
	200 m ² を超え 500 m ² 以下	51,700	66,000
	500 m ² 超	$P \times 23,100 + 51,700$	$P \times 28,600 + 66,000$

- P：床面積から 500 m²を減じた数値を 200 m²で除した数値（小数点第三位以下を切り捨て、小数点第二位までの数値とする。）
- 必須項目とは、構造の安定、劣化の軽減、維持管理・更新への配慮、及び温熱環境・エネルギー消費量に関する 4 つの評価分野をいいます。
- 選択項目とは、火災時の安全、空気環境、光・視環境、音環境、高齢者等への配慮及び防犯に関する 6 つの分野をいいます。

(2) 設計住宅性能評価の加算・減算料金（一戸建て住宅）

①長期使用構造等確認審査 加算

消費税込み 単位:円

設計住宅性能評価の申請と併せて長期使用構造等確認を行う場合	11,000
-------------------------------	--------

②一戸建て住宅 複数棟同時申請 減算

同一評価内容となる住戸数	必須項目のみ 減算額	必須項目＋選択項目 減算額
2 戸～4 戸	$M \times 1,100$	$M \times 5,500$
5 戸～7 戸	$M \times 2,200$	$M \times 6,600$
8 戸～10 戸	$M \times 3,300$	$M \times 7,700$
11 戸～	$M \times 4,400$	$M \times 8,800$

- M：同一評価内容の住戸数
- 住宅性能表示基準における申請表示項目の全てにおいて、同一の評価内容となる複数の住戸を同時に申請し、当機関がこれを認めた場合にのみ適用します。

(3) 設計住宅性能評価の手数料（共同住宅等）

共同住宅等

消費税込み 単位:円

確認割引	床面積	必須項目のみ	必須項目＋選択項目
なし	200 m ² 以下	55,000＋M×16,500	57,200＋M×23,100
	200 m ² を超え 500 m ² 以下	60,500＋M×16,500	63,800＋M×23,100
	500 m ² を超え 1,000 m ² 以下	77,000＋M×16,500	80,300＋M×23,100
	1,000 m ² を超え 2,000 m ² 以下	114,400＋M×16,500	121,000＋M×23,100
	2,000 m ² を超え 10,000 m ² 以下	253,000＋M×16,500	267,300＋M×23,100
	10,000 m ² を超え 50,000 m ² 以下	409,200＋M×16,500	431,200＋M×23,100
	50,000 m ² 超	819,500＋M×16,500	862,400＋M×23,100

あり	200 m ² 以下	55,000＋M×13,200	57,200＋M×19,800
	200 m ² を超え 500 m ² 以下	60,500＋M×13,200	63,800＋M×19,800
	500 m ² を超え 1,000 m ² 以下	77,000＋M×13,200	80,300＋M×19,800
	1,000 m ² を超え 2,000 m ² 以下	114,400＋M×13,200	121,000＋M×19,800
	2,000 m ² を超え 10,000 m ² 以下	253,000＋M×13,200	267,300＋M×19,800
	10,000 m ² を超え 50,000 m ² 以下	409,200＋M×13,200	431,200＋M×19,800
	50,000 m ² 超	819,500＋M×13,200	862,400＋M×19,800

- M：評価対象住戸数

(4) 設計住宅性能評価の加算・減算料金（共同住宅等）

①長期使用構造等確認審査 加算

消費税込み 単位:円

設計住宅性能評価の申請と併せて長期使用構造等確認を行う場合	M×11,000
-------------------------------	----------

➤ M：評価対象住戸数

②共同住宅等 グループ分けによる減算

グループ率（グループ数／全住戸）	減算額
0～10%	M×4,400
11～20%	M×3,300
21～30%	M×2,200
31～50%	M×1,100
51～100%	—

- M：評価対象住戸数
- 申請者が住宅性能表示基準における申請表示項目の全てにおいて、同一の評価内容となる住戸のグループ分けをして申請し、当機関がこれを認めた場合にのみ適用します。

②共同住宅等 別棟の同時申請 減算

条件	減算方法
複数棟同時に申請した場合	複数棟の他の床面積を半分にて手数料を積算

- 住宅性能表示基準における申請表示項目の全てにおいて、同一の評価内容となる複数の住戸をグループ分けして申請し、当機関が同一グループ数を認めた場合で複数棟同時に申請した場合は、複数棟の他の床面積を半分にて手数料を積算することができます。
- 全住戸を申請する場合に限り適用します。

(5) 建設住宅性能評価の手数料（一戸建て住宅）

一戸建て住宅

消費税込み 単位:円

確認割引	床面積	必須項目のみ	必須項目＋選択項目
なし	200 m ² 以下	108,900	126,500
	200 m ² を超え 500 m ² 以下	127,600	149,600
	500 m ² 超	$P \times 36,300 + 127,600$	$P \times 46,200 + 149,600$

あり	200 m ² 以下	105,600	123,200
	200 m ² を超え 500 m ² 以下	124,300	146,300
	500 m ² 超	$P \times 36,300 + 124,300$	$P \times 46,200 + 146,300$

- P：床面積から 500 m²を減じた数値を 200 m²で除した数値（小数点第三位以下を切り捨て、小数点第二位までの数値とする。）
- 必須項目とは、構造の安定、劣化の軽減、維持管理・更新への配慮、及び温熱環境・エネルギー消費量に関する 4 つの評価分野をいいます。
- 選択項目とは、火災時の安全、空気環境、光・視環境、音環境、高齢者等への配慮及び防犯に関する 6 つの分野をいいます。

(6) 建設住宅性能評価の手数料（共同住宅等）

共同住宅等

消費税込み 単位:円

確認割引	床面積	必須項目のみ	必須項目＋選択項目
なし	200 ㎡以下	$N \times 50,600 + M \times 7,700$	$N \times 51,700 + M \times 14,300$
	200 ㎡を超え 500 ㎡以下	$N \times 56,100 + M \times 7,700$	$N \times 57,200 + M \times 14,300$
	500 ㎡を超え 1,000 ㎡以下	$N \times 62,700 + M \times 7,700$	$N \times 63,800 + M \times 14,300$
	1,000 ㎡を超え 2,000 ㎡以下	$N \times 110,000 + M \times 7,700$	$N \times 111,000 + M \times 14,300$
	2,000 ㎡を超え 10,000 ㎡以下	$N \times 206,800 + M \times 7,700$	$N \times 210,100 + M \times 14,300$
	10,000 ㎡を超え 50,000 ㎡以下	$N \times 295,900 + M \times 7,700$	$N \times 300,300 + M \times 14,300$
	50,000 ㎡超	$N \times 701,800 + M \times 7,700$	$N \times 709,500 + M \times 14,300$

あり	200 ㎡以下	$N \times 50,600 + M \times 4,400$	$N \times 51,700 + M \times 11,000$
	200 ㎡を超え 500 ㎡以下	$N \times 56,100 + M \times 4,400$	$N \times 57,200 + M \times 11,000$
	500 ㎡を超え 1,000 ㎡以下	$N \times 62,700 + M \times 4,400$	$N \times 63,800 + M \times 11,000$
	1,000 ㎡を超え 2,000 ㎡以下	$N \times 110,000 + M \times 4,400$	$N \times 111,000 + M \times 11,000$
	2,000 ㎡を超え 10,000 ㎡以下	$N \times 206,800 + M \times 4,400$	$N \times 210,100 + M \times 11,000$
	10,000 ㎡を超え 50,000 ㎡以下	$N \times 295,900 + M \times 4,400$	$N \times 300,300 + M \times 11,000$
	50,000 ㎡超	$N \times 701,800 + M \times 4,400$	$N \times 709,500 + M \times 11,000$

- N：検査回数
- M：評価対象住戸数

(7) 建設住宅性能評価の加算・減算料金

共同住宅等 グループ分けによる減算

消費税込み 単位:円

グループ率（グループ数／全住戸）	減算額
0～10%	$M \times 4,400$
11～20%	$M \times 3,300$
21～30%	$M \times 2,200$
31～50%	$M \times 1,100$
51～100%	—

- M：評価対象住戸数
- 申請者が住宅性能表示基準における申請表示項目の全てにおいて、同一の評価内容となる住戸のグループ分けをして申請し、当機関がこれを認めた場合にのみ適用します。
- 他機関にて設計住宅性能評価書の交付を受けた場合の建設住宅性能評価手数料は、上記手数料額に加え、設計住宅性能評価手数料額の 1/2 を加算したものとします。

(8) 変更等（一戸建て住宅、共同住宅等）

変更 設計住宅性能評価

消費税込み 単位:円

項目	手数料
直前の設計評価を当機関から受けている場合	一回の変更につき、設計住宅性能評価手数料×1/2
設計評価審査中の場合	一回の変更につき、設計住宅性能評価手数料×1/2
直前の設計評価を当機関以外から受けている場合	一回の変更につき、設計住宅性能評価手数料と同額

変更 建設住宅性能評価

消費税込み 単位:円

項目	手数料
直前の建設評価を当機関から受けている場合	一回の変更につき、建設住宅性能評価手数料×1/4
建設評価審査中に大規模な変更を行う場合	一回の変更につき、建設住宅性能評価手数料×1/4
直前の設計評価を当機関以外から受けている場合	一回の変更につき、設計住宅性能評価手数料と同額

- 他機関が設計住宅性能評価を行った住宅の建設住宅性能評価の手数料は、住情報課へお問合せください。
- 変更申請を行う場合、事前に住情報課へ内容をお知らせください。

(9) 再発行等の手数料

再発行等

消費税込み 単位:円

項目	手数料
住宅性能評価書の再発行	5,500

5. 長期使用構造等確認業務手数料

(1) 長期使用構造等確認の手数料

手数料		消費税込み 単位:円
種別		手数料
一戸建て住宅		53,900
共同住宅等 (住戸の総数)	5 戸以下	128,700
	6 戸以上 10 戸以下	203,000
	11 戸以上 30 戸以下	411,800
	31 戸以上 50 戸以下	727,800
	51 戸以上 100 戸以下	1,221,200
	101 戸以上 200 戸以下	2,229,300
	201 戸以上 300 戸以下	3,163,100
301 戸以上		3,906,700

(2) 変更の手数料

手数料		消費税込み 単位:円
項目	手数料	
変更確認申請	長期使用構造等確認手数料×1/2	
軽微変更該当証明	11,000	

- 評価方法や計算ルートなど大規模な変更の場合は、長期使用構造等確認手数料の額とします。

(3) 再発行等の手数料

再発行等		消費税込み 単位:円
項目	手数料	
確認書の再発行	2,200	

6. 建築物エネルギー消費性能適合性判定業務手数料

(1) 建築物エネルギー消費性能適合性判定の手数料【住宅】

一戸建ての住宅、併用住宅の住宅部分

消費税込み 単位:円

新規申請	軽微変更該当証明
41,800	20,900

共同住宅等

消費税込み 単位:円

床面積	新規申請	軽微変更該当証明
300 m ² 未満	81,400	40,700
300 m ² 以上 2,000 m ² 未満	135,300	68,200
2,000 m ² 以上	見積もりによる	

- 床面積は、建築基準法の規定により算定する延べ面積とします。
- 共同住宅等において、一住戸のみの申請の場合の料金は一戸建ての住宅の額とします。
- 共同住宅等の住棟全体の評価において、共用部の審査を行う場合は、非住宅の用途（ハ）に定める料金を加算します。
- 増改築の場合、既存部分を含めた床面積で表を適用します。
- 軽微変更該当証明は、軽微変更ルートCの場合に適用されます。

(2) 建築物エネルギー消費性能適合性判定の手数料【非住宅】

手数料

消費税込み 単位:円

用途	床面積	モデル建物法		標準入力法	
		新規申請	軽微変更 該当証明	新規申請	軽微変更 該当証明
(イ)	300 m ² 未満	102,300	51,700	265,100	133,100
	300 m ² 以上 1,000 m ² 未満	129,800	62,700	332,200	161,700
	1,000 m ² 以上 2,000 m ² 未満	170,500	84,700	427,900	213,400
	2,000 m ² 以上 5,000 m ² 未満	275,000	137,500	609,400	303,600
	5,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満	358,600	178,200	750,200	375,100
	10,000 m ² 以上 25,000 m ² 未満	431,200	214,500	886,600	442,200
	25,000 m ² 以上 40,000 m ² 未満	504,900	251,900	1,012,000	504,900
	40,000 m ² 以上	見積もり		見積もり	
	300 m ² 未満	73,700	37,400	189,200	94,600
	300 m ² 以上 1,000 m ² 未満	95,700	47,300	246,400	121,000

(ロ)	1,000 m ² 以上 2,000 m ² 未満	127,600	63,800	320,100	160,600
	2,000 m ² 以上 5,000 m ² 未満	205,700	103,400	455,400	227,700
	5,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満	268,400	134,200	562,100	281,600
	10,000 m ² 以上 25,000 m ² 未満	321,200	160,600	663,300	332,200
	25,000 m ² 以上 40,000 m ² 未満	377,300	189,200	756,800	378,400
	40,000 m ² 以上	見積もり		見積もり	
(ハ)	300 m ² 未満	24,200	12,100	28,600	14,300
	300 m ² 以上 1,000 m ² 未満	33,000	16,500	37,400	17,600
	1,000 m ² 以上 2,000 m ² 未満	45,100	23,100	51,700	25,300
	2,000 m ² 以上 5,000 m ² 未満	112,200	55,000	119,900	59,400
	5,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満	168,300	83,600	176,000	88,000
	10,000 m ² 以上 25,000 m ² 未満	207,900	103,400	217,800	108,900
	25,000 m ² 以上 40,000 m ² 未満	257,400	127,600	268,400	133,100
	40,000 m ² 以上	見積もり		見積もり	

判定対象となる建築物に計算対象室、設備がない場合（0 m²申請）

消費税込み 単位:円

手数料
16,500

- 床面積は、建築基準法の規定により算定する延べ面積とします。
- 軽微変更該当証明は、軽微変更ルートCの場合に適用されます。
- 非住宅の用途の分類は、以下のとおりです。詳細は(4)用途分類表をご確認ください。

（イ）ホテル、病院、集会所等

（ロ）事務所、物販店舗、学校、飲食店等

（ハ）工場、倉庫等

ただし、一つの棟に複数の用途がある場合は、一部にでも（イ）の用途がある場合は（イ）とし、（イ）の用途が全く含まれず、（ロ）の用途が一部でも含まれる場合は（ロ）の用途とします。

- モデル建物法を使用する場合、使用するモデル数に応じ、下表で示す係数を判定手数料に乗じた額とします。ただし、モデル数が2以上の場合、工場モデルは1モデルとして計上しません。

モデル数	1	2	3	4	5	6 以上
係数N	1.0	1.2	1.3	1.4	1.5	1.6

- 標準設計を用いた複数の建築物に係る評価依頼が、一定期間内に見込めるときで、評価が効率的に実施できるとセンターが判断した場合による減額は、判定手数料の 7/10 の額とします。
- 複合建築物に係る料金については、以下によるものとします。
 - I. 複合建築物に係る料金は、住宅部分は(1)住宅の表、及び非住宅部分は(2)非住宅の表によりそれぞれ算定される手数料の合計の額とします。
 - II. 評価の対象となる範囲が住宅部分と非住宅部分のいずれか一方である場合にあっては、対象となる部分の用途に応じ、(1)住宅の表又は(2)非住宅の表により算定される額とします。
 - III. 計画変更において、住宅部分と非住宅部分のいずれか一方の変更である場合にあっては、変更があった部分に係る変更の料金を適用します。

(3) 計画変更の手数料

消費税込み 単位:円

項目	手数料
計画変更	判定手数料×1/2

- 計画変更について、次の場合は、判定手数料と同額とします。
 - (a) モデル建物法を標準入力法に変更する場合
 - (b) 直前の判定を他機関等から受けている場合
 - (c) 0 m²申請が、その後、省エネ計算を行うことが必要となった場合

(4) 用途分類表

確認申請書第四面に記載する用途区分コードにより以下の分類とします。

分類	適合性判定の対象となる建築物の確認申請書第四面に記載される用途	用途区分コード
(イ)	図書館その他これに類するもの	08140
	博物館その他これに類するもの	08150
	美術館その他これに類するもの	08152
	老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの	08170
	助産所(入所する者の寝室があるものに限る。)	08190
	児童福祉施設等(入所する者の寝室があるものに限る。)	08210
	公衆浴場(個室付浴場業に係る公衆浴場を除く。)	08230
	診療所(患者の収容施設のあるものに限る。)	08240
	病院	08260

(イ)	ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場、バッティング練習場	08370
	体育館又はスポーツの練習場(前項に掲げるものを除く。)	08380
	ホテル又は旅館	08400
	映画スタジオ又はテレビスタジオ	08480
	劇場、映画館又は演芸場	08530
	観覧場	08540
	公会堂又は集会場	08550
	展示場	08560
	ダンスホール	08590
	個室付浴場業に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、専ら異性を同伴する客の休息の用に供する施設、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を目的とする店舗その他これらに類するもの	08600
(ロ)	住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの	08060
	幼稚園	08070
	小学校	08080
	義務教育学校	08082
	中学校、高等学校又は中等教育学校	08090
	特別支援学校	08100
	大学又は高等専門学校	08110
	専修学校	08120
	各種学校	08130
	幼保連携型認定こども園	08132
	神社、寺院、教会その他これらに類するもの	08160
	保育所その他これに類するもの	08180
	助産所(入所する者の寝室がないものに限る。)	08192
	児童福祉施設等(入所する者の寝室がないものに限る。)	08220
	診療所(患者の収容施設のないものに限る。)	08250
	巡査派出所	08270
	公衆電話所	08280
	郵便法(昭和 22 年法律第 165 号)の規定により行う郵便の業務の用に供する施設(郵便局)	08290
	地方公共団体の支庁又は支所	08300
	税務署、警察署、保健所又は消防署その他これらに類するもの	08330
	マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの又はカラオケボックスその他これに類するもの	08390
	自動車教習所	08410

(ロ)	日用品の販売を主たる目的とする店舗	08438
	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗(前項に掲げるもの、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を行うもの並びに田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とするものを除く。)	08440
	飲食店(次項に掲げるもの並びに田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とするものを除く。)	08450
	食堂又は喫茶店	08452
	理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣裳屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電器器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗で作業場の床面積の合計が 50 平方メートル以内のもの(原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が 0.75 キロワット以下のものに限る。)自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの(田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物を原材料とする食品の製造又は加工を主たる目的とするものを除く。)で作業場の床面積の合計が 50 平方メートル以内のもの(原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が 0.75 キロワット以下のものに限る。)又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設	08456
	銀行の支店、損害保険代理店、宅地建物取引業を営む店舗その他これらに類するサービス業を営む店舗	08458
	物品販売業を営む店舗以外の店舗(前 2 項に掲げるものを除く。)	08460
	事務所	08470
	料理店	08570
	キャバレー、カフェー、ナイトクラブ又はバー	08580
	田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とする店舗、当該農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とする飲食店又は自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの(当該農産物を原材料とする食品の製造又は加工を主たる目的とするものに限る。)で作業場の床面積の合計が 50 平方メートル以内のもの(原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が 0.75 キロワット以下のものに限る。)	08650
(ハ)	公衆便所、休憩所又は路線バスの停留所の上家	08310
	建築基準法施行令第 130 条の 4 第 5 号に基づき国土交通大臣が指定する施設	08320
	工場(自動車修理工場を除く。)	08340
	自動車修理工場	08350
	危険物の貯蔵又は処理に供するもの	08360
	畜舎	08420

(ハ)	堆肥舎又は水産物の増殖場若しくは養殖場	08430
	自動車車庫	08490
	自転車駐車場	08500
	倉庫業を営む倉庫	08510
	倉庫業を営まない倉庫	08520
	卸売市場	08610
	火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設	08620
	農作物の生産、集荷、処理又は貯蔵するもの	08630
	農業の生産資材の貯蔵に供するもの	08640
住宅	一戸建ての住宅	08010
	長屋	08020
	共同住宅	08030
	寄宿舍	08040
	下宿	08050

「その他 08990」の場合、モデル建物法を適用する場合に利用するモデルに応じて、次の通り判断します。

分類	適用するモデル
(イ)	ビジネスホテル、シティホテル、総合病院、福祉施設、集会所（社寺を除く）
(ロ)	事務所、大規模物販、小規模物販、学校、幼稚園、大学、講堂、飲食店、クリニック、集会所（社寺）
(ハ)	工場

7. 建築物エネルギー消費性能向上計画認定に係る技術審査業務手数料

(1) 建築物エネルギー消費性能適合性判定の手数料【住宅】

一戸建ての住宅、併用住宅の住宅部分

消費税込み 単位:円

新規申請
41,800

共同住宅等

床面積	新規申請
300 m ² 未満	81,400
300 m ² 以上 2,000 m ² 未満	135,300
2,000 m ² 以上	見積もりによる

- 床面積は、建築基準法の規定により算定する延べ面積とします。
- 共同住宅等において、一住戸のみの申請の場合の料金は一戸建ての住宅の額とします。
- 共同住宅等の住棟全体の評価において、共用部の審査を行う場合は、非住宅の用途（ハ）に定める料金を加算します。

(2) 建築物エネルギー消費性能適合性判定の手数料【非住宅】

手数料

消費税込み 単位:円

用途	床面積	モデル建物法		標準入力法	
		新規申請	軽微変更 該当証明	新規申請	軽微変更 該当証明
(イ)	300 m ² 未満	102,300	51,700	265,100	133,100
	300 m ² 以上 1,000 m ² 未満	129,800	62,700	332,200	161,700
	1,000 m ² 以上 2,000 m ² 未満	170,500	84,700	427,900	213,400
	2,000 m ² 以上 5,000 m ² 未満	275,000	137,500	609,400	303,600
	5,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満	358,600	178,200	750,200	375,100
	10,000 m ² 以上 25,000 m ² 未満	431,200	214,500	886,600	442,200
	25,000 m ² 以上 40,000 m ² 未満	504,900	251,900	1,012,000	504,900
	40,000 m ² 以上	見積もり		見積もり	
(ロ)	300 m ² 未満	73,700	37,400	189,200	94,600
	300 m ² 以上 1,000 m ² 未満	95,700	47,300	246,400	121,000
	1,000 m ² 以上 2,000 m ² 未満	127,600	63,800	320,100	160,600
	2,000 m ² 以上 5,000 m ² 未満	205,700	103,400	455,400	227,700
	5,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満	268,400	134,200	562,100	281,600



一般財団法人

秋田県建築住宅センター

(ロ)	10,000 m ² 以上 25,000 m ² 未満	321,200	160,600	663,300	332,200
	25,000 m ² 以上 40,000 m ² 未満	377,300	189,200	756,800	378,400
	40,000 m ² 以上	見積もり		見積もり	
(ハ)	300 m ² 未満	24,200	12,100	28,600	14,300
	300 m ² 以上 1,000 m ² 未満	33,000	16,500	37,400	17,600
	1,000 m ² 以上 2,000 m ² 未満	45,100	23,100	51,700	25,300
	2,000 m ² 以上 5,000 m ² 未満	112,200	55,000	119,900	59,400
	5,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満	168,300	83,600	176,000	88,000
	10,000 m ² 以上 25,000 m ² 未満	207,900	103,400	217,800	108,900
	25,000 m ² 以上 40,000 m ² 未満	257,400	127,600	268,400	133,100
	40,000 m ² 以上	見積もり		見積もり	

- 床面積は、建築基準法の規定により算定する延べ面積とします。
- 非住宅の用途の分類は、以下のとおりです。詳細は(4)用途分類表をご確認ください。

(イ) ホテル、病院、集会所等

(ロ) 事務所、物販店舗、学校、飲食店等

(ハ) 工場、倉庫等

ただし、一つの棟に複数の用途がある場合は、一部にでも(イ)の用途がある場合は(イ)とし、(イ)の用途が全く含まれず、(ロ)の用途が一部でも含まれる場合は(ロ)の用途とする。

- モデル建物法を使用する場合、使用するモデル数に応じ、下表で示す係数を判定手数料に乗じた額とします。ただし、モデル数が2以上の場合、工場モデルは1モデルとして計上しません。

モデル数	1	2	3	4	5	6 以上
係数N	1.0	1.2	1.3	1.4	1.5	1.6

- 標準設計を用いた複数の建築物に係る評価依頼が、一定期間内に見込めるときで、評価が効率的に実施できるとセンターが判断した場合による減額は、判定手数料の7/10の額とします。
- 複合建築物に係る料金については、以下によるものとします。
 - IV. 複合建築物に係る料金は、住宅部分は(1)住宅の表、及び非住宅部分は(2)非住宅の表によりそれぞれ算定される手数料の合計の額とします。
 - V. 評価の対象となる範囲が住宅部分と非住宅部分のいずれか一方である場合にあっては、対象となる部分の用途に応じ、(1)住宅の表又は(2)非住宅の表により算定される額とします。
 - VI. 計画変更において、住宅部分と非住宅部分のいずれか一方の変更である場合にあっては、変更があった部分に係る変更の料金を適用します。

(3) 計画変更の手数料

消費税込み 単位:円

項目	手数料
計画変更	判定手数料×1/2

- 計画変更について、次の場合は、判定手数料と同額とします。
- (a) モデル建物法を標準入力法に変更する場合
 - (b) 直前の判定を他機関等から受けている場合
 - (c) 0 m²申請が、その後、省エネ計算を行うことが必要となった場合

8. 建築物省エネルギー性能表示制度（BELS）業務手数料

(1) BELS 評価書発行の手数料【住宅】

一戸建ての住宅、併用住宅の住宅部分

消費税込み 単位:円

審査条件		手数料
単独申請		41,800
併願申請 1	まもりすまい保険	38,500
併願申請 2	確認申請	30,800
併願申請 3	まもりすまい保険＋確認申請	27,500
併願申請 4	審査省略	16,500
併願申請 5	確認申請＋省エネ適判	1,100

共同住宅等

単独申請	300 m ² 未満	81,400
	300 m ² 以上 2,000 m ² 未満	135,300
	2,000 m ² 以上	見積もり
併願申請 1	まもりすまい保険	単独申請より 1,100×M を減額
併願申請 2	確認申請	単独申請より 1,100×M を減額
併願申請 3	まもりすまい保険＋確認申請	単独申請より 2,200×M を減額
併願申請 4	審査省略	単独申請の 1/2 の額
併願申請 5	確認申請＋省エネ適判	1,100×M

- 併願申請の条件は以下によるものとします。
 - 併願申請 1：住宅保証機構(株)のまもりすまい保険を当機関へ申し込んだ場合
 - 併願申請 2：確認申請を当機関に申請した場合
 - 併願申請 3：併願申請 1 と 2 いずれにも該当
 - 併願申請 4：当機関へ申請された他の業務での省エネ計算結果を利用した申請の場合
 - 併願申請 5：確認申請及び省エネ適合性判定申請を当機関で行う場合（計画通知を含む）
- 共同住宅等において、一住戸のみの申請の場合の手数料は、一戸建ての住宅の額とします。
- 共同住宅等の住棟全体の評価において、共用部の審査を行う場合は、非住宅 用途ハに定める料金を加算します。
- M：評価対象住戸数
- 標準設計を用いた複数の建築物に係る評価依頼が、一定期間内に見込めるときで、評価が効率的に実施できるとセンターが判断した場合による減額は、判定手数料の 7/10 の額とします。

(2) BELS 評価書発行の手数料【非住宅】

手数料		消費税込み 単位:円			
用途	床面積	モデル建物法		標準入力法	
		新規申請	軽微変更 該当証明	新規申請	軽微変更 該当証明
(イ)	300 m ² 未満	102,300	51,700	265,100	133,100
	300 m ² 以上 1,000 m ² 未満	129,800	62,700	332,200	161,700
	1,000 m ² 以上 2,000 m ² 未満	170,500	84,700	427,900	213,400
	2,000 m ² 以上 5,000 m ² 未満	275,000	137,500	609,400	303,600
	5,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満	358,600	178,200	750,200	375,100
	10,000 m ² 以上 25,000 m ² 未満	431,200	214,500	886,600	442,200
	25,000 m ² 以上 40,000 m ² 未満	504,900	251,900	1,012,000	504,900
	40,000 m ² 以上	見積もり		見積もり	
(ロ)	300 m ² 未満	73,700	37,400	189,200	94,600
	300 m ² 以上 1,000 m ² 未満	95,700	47,300	246,400	121,000
	1,000 m ² 以上 2,000 m ² 未満	127,600	63,800	320,100	160,600
	2,000 m ² 以上 5,000 m ² 未満	205,700	103,400	455,400	227,700
	5,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満	268,400	134,200	562,100	281,600
	10,000 m ² 以上 25,000 m ² 未満	321,200	160,600	663,300	332,200
	25,000 m ² 以上 40,000 m ² 未満	377,300	189,200	756,800	378,400
	40,000 m ² 以上	見積もり		見積もり	
(ハ)	300 m ² 未満	24,200	12,100	28,600	14,300
	300 m ² 以上 1,000 m ² 未満	33,000	16,500	37,400	17,600
	1,000 m ² 以上 2,000 m ² 未満	45,100	23,100	51,700	25,300
	2,000 m ² 以上 5,000 m ² 未満	112,200	55,000	119,900	59,400
	5,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満	168,300	83,600	176,000	88,000
	10,000 m ² 以上 25,000 m ² 未満	207,900	103,400	217,800	108,900
	25,000 m ² 以上 40,000 m ² 未満	257,400	127,600	268,400	133,100
	40,000 m ² 以上	見積もり		見積もり	

当機関へ申請された他の業務での省エネ計算結果を利用した申請の場合【非住宅】

消費税込み 単位:円

手数料
22,000

- 床面積は、申請範囲の部分の面積とし、その算定方法は建築基準法の規定に基づきます。
- 非住宅の用途の分類は、以下のとおりです。詳細は【6. 建築物エネルギー消費性能適合性判定業務手数料】の【(4) 用途分類表】をご確認ください。

(イ) ホテル、病院、集会所等

(ロ) 事務所、物販店舗、学校、飲食店等

(ハ) 工場、倉庫等

ただし、一つの棟に複数の用途がある場合は、一部にでも(イ)の用途がある場合は(イ)とし、(イ)の用途が全く含まれず、(ロ)の用途が一部でも含まれる場合は(ロ)の用途とする。

- モデル建物法を使用する場合、使用するモデル数に応じ、下表で示す係数を判定手数料に乗じた額とします。ただし、モデル数が2以上の場合、工場モデルは1モデルとして計上しません。

モデル数	1	2	3	4	5	6 以上
係数N	1.0	1.2	1.3	1.4	1.5	1.6

- 標準設計を用いた複数の建築物に係る評価依頼が、一定期間内に見込めるときで、評価が効率的に実施できるとセンターが判断した場合による減額は、判定手数料の 7/10 の額とします。
- 複合建築物に係る料金については、以下によるものとします。
 - VII. 複合建築物に係る料金は、住宅部分は(1)住宅の表、及び非住宅部分は(2)非住宅の表によりそれぞれ算定される手数料の合計の額とします。
 - VIII. 評価の対象となる範囲が住宅部分と非住宅部分のいずれか一方である場合にあっては、対象となる部分の用途に応じ、(1)住宅の表又は(2)非住宅の表により算定される額とします。
 - IX. 計画変更において、住宅部分と非住宅部分のいずれか一方の変更である場合にあっては、変更があった部分に係る変更の料金を適用します。
- 標準設計を用いた複数の建築物に係る評価依頼が、一定期間内に見込めるときで、評価が効率的に実施できるとセンターが判断した場合による減額は、判定手数料の 7/10 の額とします。

(3) 変更、再発行の手数料【住宅、非住宅】

消費税込み 単位:円

項目	手数料
計画変更	判定手数料×1/2
評価書の再発行	5,500

- 計画変更の手数料が 11,000 円未満となる場合は、11,000 円とします。
- 計画変更の審査内容が再審査同等と認められる場合、変更評価料金の額は(1)(2)の表で適用された手数料とします。

9. 低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査業務手数料

(1) 低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査の手数料

一戸建ての住宅、併用住宅の住宅部分

消費税込み 単位:円

新規申請
41,800

共同住宅等

床面積	新規申請
300 m ² 未満	81,400
300 m ² 以上 2,000 m ² 未満	135,300
2,000 m ² 以上	見積もりによる

- 床面積は、建築基準法の規定により算定する延べ面積とします。
- 共同住宅等において、一住戸のみの申請の場合の料金は一戸建ての住宅の額とします。
- 共同住宅等の住棟全体の評価において、共用部の審査を行う場合は、非住宅の用途（ハ）に定める料金を加算します。

(2) 変更、再発行の手数料

消費税込み 単位:円

項目	手数料
計画変更	手数料×1/2
評価書の再発行	2,200

10. 贈与税の非課税措置に係る住宅性能証明業務手数料

(1) 贈与税の非課税措置に係る住宅性能証明の手数料

一戸建ての住宅の手数料

消費税込み 単位:円

証明基準		手数料
断熱等性能等級 5 以上及び一次エネルギー消費量等級 6 以上の場合（現場検査 2 回）	図面審査が省略できる場合	49,500
	上記以外の場合	77,000
耐震等級 2 以上の場合（現場検査 3 回）	図面審査が省略できる場合	71,500
	上記以外の場合	99,000
高齢者等配慮対策等級 3 以上（現場検査 2 回）	図面審査が省略できる場合	49,500
	上記以外の場合	77,000

- 「図面審査が省略できる場合」とは、設計住宅性能評価書、BELS 評価書又はフラット 35S 適合証明書等（いずれも証明基準に適合している場合）を取得している場合並びに住宅証明申請と併せてこれらの申請等がされる場合をいいます。
- 共同住宅の場合は、別途見積りとします。
- 限界耐力計算等の特別な計算方法による戸建て住宅の場合も別途見積りとします。

(2) 贈与税の非課税措置に係る住宅性能証明の減算料金

現場検査 減算

消費税込み 単位:円

条件	減算額
センターが行う他業務の検査と併せて現場検査を実施できると認められる場合	11,000

(3) 変更、再発行の手数料

消費税込み 単位:円

項目	手数料
変更による再申請	見積もり
証明書の再発行	3,300